

自動貸金庫規定

J Aしまね出雲地区本部

第1条 格納品の範囲

- (1) カード式貸金庫（以下貸金庫といいます）には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。
 - ① 公社債券・株券その他有価証券
 - ② 貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条 契約期間等

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第3条 利用料

- (1) 貸金庫利用料は、別紙料金表記載の金額を毎年4月の当組合所定日に、利用料振替指定口座から口座振替により1年分を前払いしていただきます。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月として、その月から月割計算によりお支払いいただきます。月割計算により端数が生じた場合は、1円単位を切り上げて計算いたします。
- (2) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用されます。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から毎払い分の利用料を月割り計算でお返しします。なお、月割計算により端数が生じた場合は、1円単位を切り上げて計算いたします。

第4条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2本のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合役席者立会いの上、借主が届出印により封印し、当組合が保管します。

第5条 貸金庫の開閉等

- (1) 借主または借主があらかじめ届け出た代理人に「貸金庫カード」（以下カードという）を発行します。
- (2) 開庫にあたっては、借主または代理人がカードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより、操作のうえ正鍵を使用して行ってください。
- (3) 停電、故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、所定の「貸金庫非常開庫依頼書」に必要事項を記入のうえカードと共に窓口へ提出してください。
- (4) 貸金庫格納品の出し入れは、所定の場所で行ってください。
- (5) 貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ、退出してください。

第6条 届出事項の変更等

- (1) カードまたは印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達したものとみなします。

第7条 カード、印章、鍵の喪失時の取扱

- (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後におこなってください。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを紛失または毀損した場合は、当組合所定のカード再発行手数料をお支払いいただきます。

第8条 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により、当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当組合に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第9条 暗証番号、印鑑照合等

- (1) 当組合が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫の開庫の確認をしましたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 操作機の故障等の場合に、貸金庫取引に関する書類に使用された届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第10条 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害をうけたときは、その損害を賠償していただきます。

第11条 反社会勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのひとつにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第12条 解約等

- (1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当組合は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①借主が利用料を支払わないとき
 - ②借主が行方不明のとき
 - ③借主について相続の開始があったとき
 - ④借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき
 - ⑤店舗の改築、閉鎖その他、相当の事由があるとき
 - ⑥カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑦借主または代理人が自動貸金庫規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号にひとつでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫利用を停止し、または借主に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。この場合、当組合からの解約通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの利用料相当額を月割計算によりお支払いいただきます。この場合、第3条第3項に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いいただきます。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して、公証人等の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金を充当できるものとします。この場合不足額が生じたときは、当組合から請求があり次第お支払いいただきます。

第13条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をできるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第15条 譲渡、転貸の禁止

- (1) 貸金庫の使用権は、譲渡、転貸または質入することはできません。
- (2) カードおよび鍵は、譲渡、貸与または質入することはできません。

第16条 利用時間

午前9時00分 ～ 午後5時00分 (平日に限る)

以上

附則

平成28年4月1日一部改正